

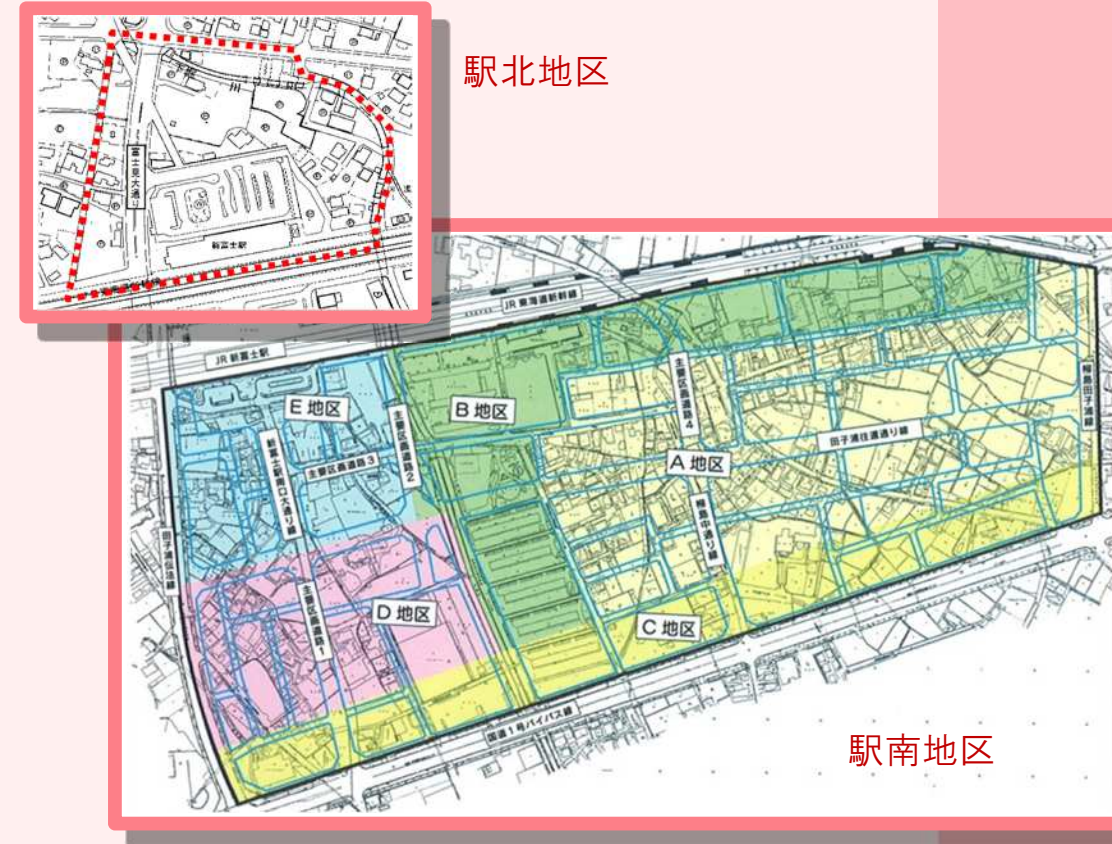
# 景観形成型広告整備地区



富士市役所都市整備部建築土地対策課土地埋立対策室  
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地  
TEL:0545(55)2796 FAX:0545(53)2773  
HP:<http://www.city.fuji.shizuoka.jp>

# 景観形成型広告整備地区

- 新富士駅周辺地区 .....2
- 中央公園周辺地区 .....3
  - ...富士中部地区
  - ...富士市役所周辺地区
- 第二東名IC周辺地区 .....3
- 富士駅前地区 .....4
- 富士見台住宅団地地区 .....4
- 青葉台小学校南地区 .....5
- 岩松北小学校周辺地区 .....6
- 富士山フロント工業団地地区 .....7
- 国立公園の区域 .....8
- 景観上重要な道路の沿道 .....9
  - ...青葉通り
  - ...富士見大通り
  - ...国道469号線
  - ...本市場大淵線
- 色彩指針 .....11
- 景観形成型広告整備地区規制図 ....13



# 新富士駅 周辺地区

地 区		整 備 基 準
駅 南 地 区	A地区 (二住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家広告物以外の広告物 <b>禁止</b></li> <li>・屋上広告物 <b>禁止</b></li> <li>・広告塔の高さ 1.2m以下</li> <li>・一事業者等の表示面積 合計2.0㎡以内(野立てを除く)</li> <li>・色彩指針に示す基準を指導基準とする</li> </ul>
	B地区 (二住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家広告物以外の広告物 <b>禁止</b></li> <li>・屋上広告物 <b>禁止</b></li> <li>・色彩指針に示す基準を指導基準とする</li> </ul>
	C地区 (準住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告物 <b>禁止</b></li> <li>・色彩指針に示す基準を指導基準とする</li> </ul>
	D地区 (二住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告物 <b>禁止</b></li> <li>・色彩指針に示す基準を指導基準とする</li> </ul>
	E地区 (商業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告物 <b>禁止</b></li> <li>・広告面の地の色(1/2以上) YR:彩度8以下、その他:彩度6以下</li> </ul>
駅 北 地 区	地区内 全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告塔の高さ1.0m以下、面積1面1.5㎡以内 合計3.0㎡以内</li> <li>・広告板の表示面積 合計1.5㎡以内</li> <li>・屋上広告物 <b>禁止</b>(富士山の眺望を阻害する恐れが少ないと市長が認める自家広告物を除く)</li> <li>・壁面広告の表示面積 壁面の1/10以内(又は1.5㎡以内)</li> <li>・広告面の地の色(1/2以上) YR:彩度8以下、その他:彩度6以下</li> </ul>

# 中央公園

周辺地区

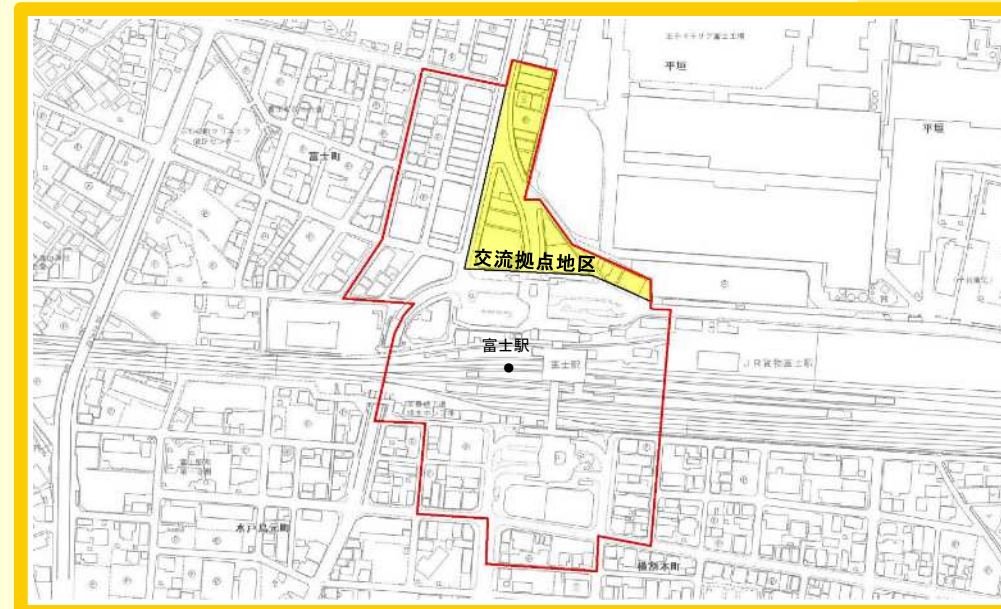


地区	整備基準
地区内全域	・色彩指針に示す基準を指導基準とする

※重要路線沿線の整備基準についてはP9をご覧ください。

# 富士駅前

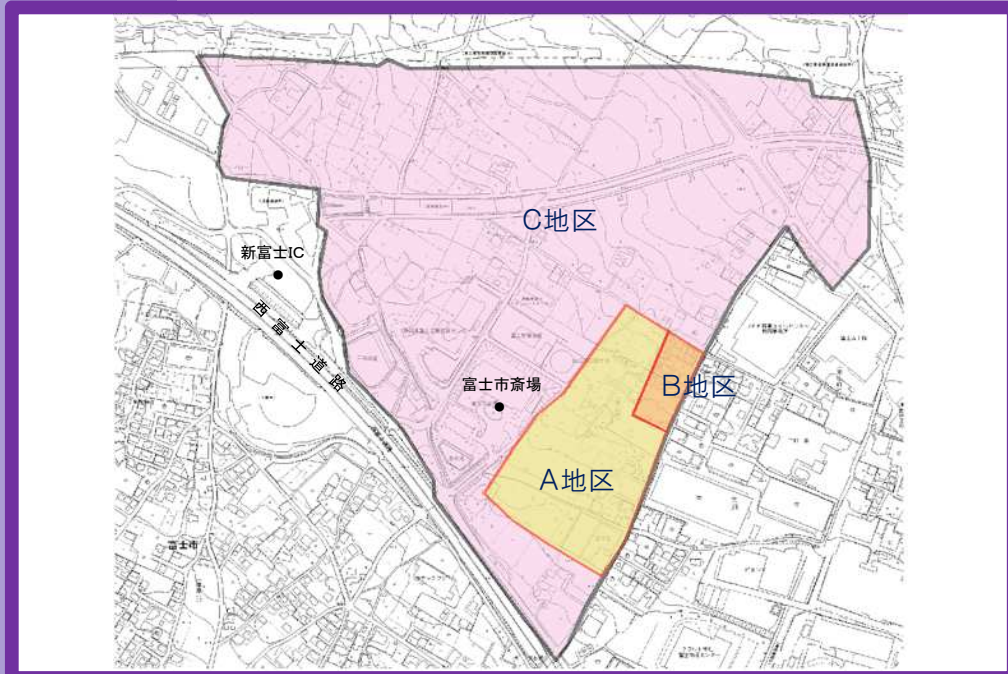
地区



地区	整備基準
地区内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩指針に示す基準を指導基準とする</li> <li>・一事業者の表示面積が10～20㎡のもの 設置等の際に届出（手数料は不要）</li> </ul>
交流拠点地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家広告物以外の広告物 <b>禁止</b></li> <li>・屋上広告物 <b>禁止</b></li> </ul>

# 第二東名IC

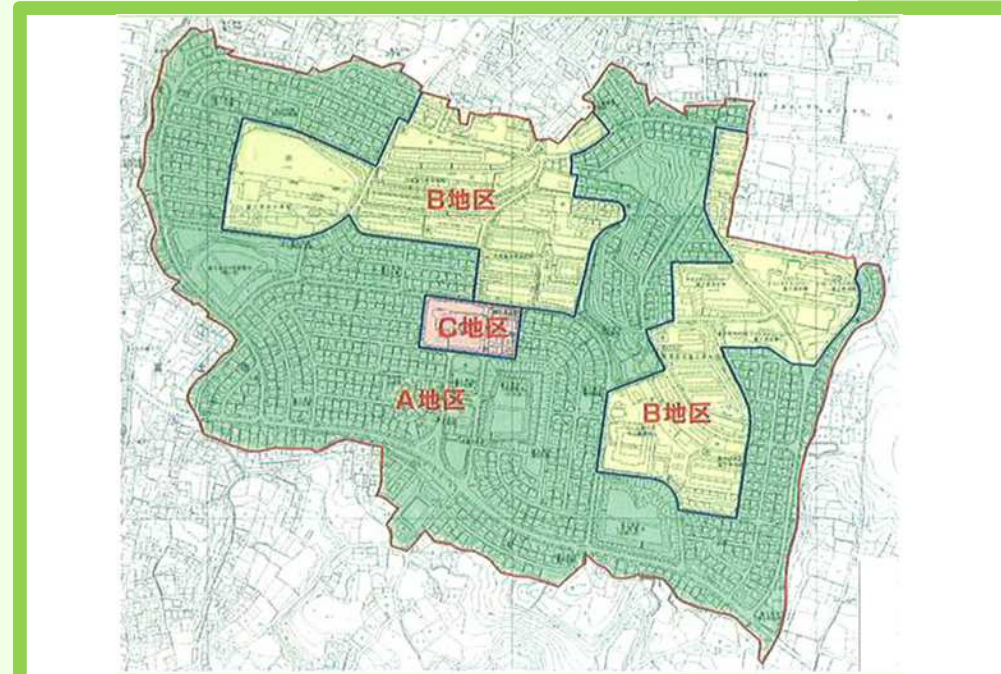
周辺地区



地区	整備基準
地区内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区内にある施設以外の施設のための案内図板等 <b>禁止（ただし、公共性のあるものを除く）</b></li> <li>・広告塔の高さ 10m以下</li> <li>・色彩指針に示す基準を指導基準とする</li> </ul>
C地区	・屋上広告物 <b>禁止</b>

# 富士見台

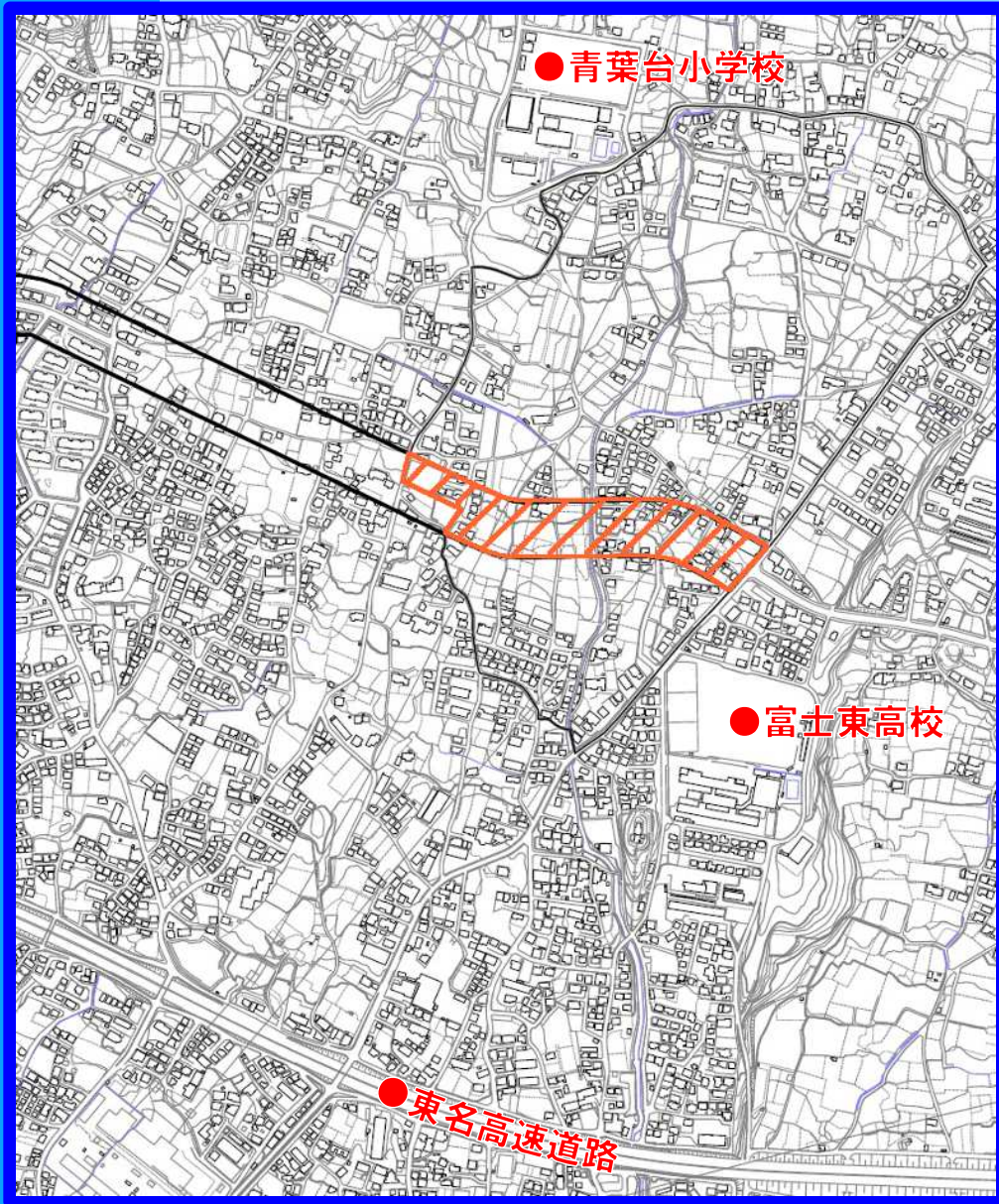
住宅団地地区



地区	整備基準
地区内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区内にある施設以外の施設のための案内図板等 <b>禁止（ただし、公共性のあるものを除く）</b></li> <li>・色彩指針に示す基準を指導基準とする</li> </ul>
B地区	・広告塔の高さ 10m以下

# 青葉台小学校

南地区



「青葉台小学校南地区計画」が変更となり、あわせて「都市計画道路左富士臨港線」の道路端から30mの区域において用途地域が、「第一種低層住居専用地域」から「第一種中高層住居専用地域」となりました。  
このことにより、「富士市屋外広告物条例」による規制地域が「第1種特別規制地域」から「第2種特別規制地域」となりました。

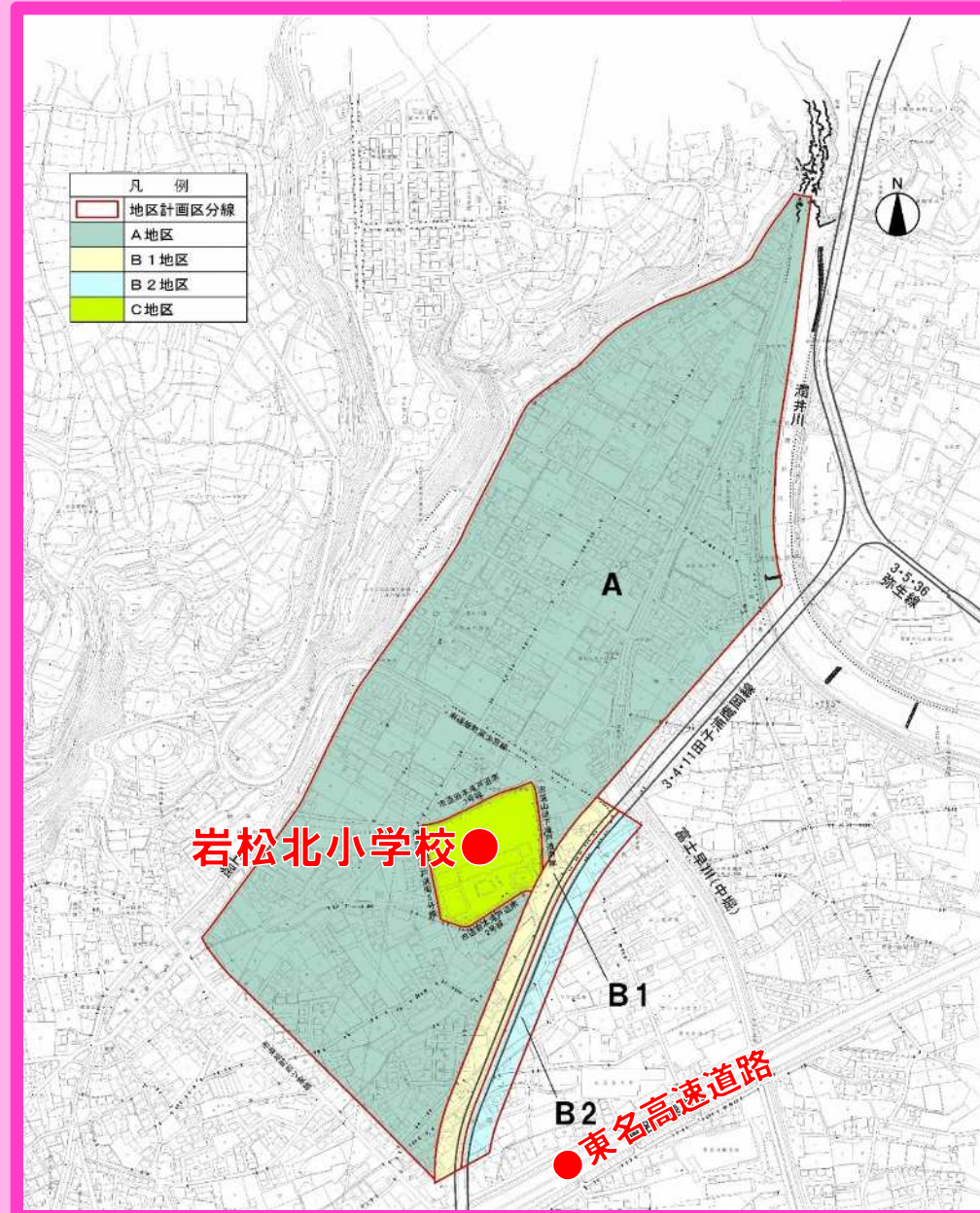
しかし、周辺の環境を考慮し、同地区計画B地区の地区整備計画において、「屋外広告物は、富士市屋外広告物条例で規定される第1種特別規制地域の許可基準に適合していなければならない。」としています。

このことから、同地区計画B地区を新たに屋外広告物条例第7条第1項による「景観形成型広告整備地区」に指定し、地域の特性に応じ、特に良好な景観の形成を図ることが必要な区域として、富士市屋外広告物条例に上乗せして規制の強化を行います。

地区	整備基準
地区内全域	屋上広告物の1面の面積を60㎡以内 → 30㎡以内に制限 屋上広告物の高さを7m以下 → 5m以下に制限 野立て広告塔の高さを15m以下 → 10m以下に制限

# 岩松北小学校

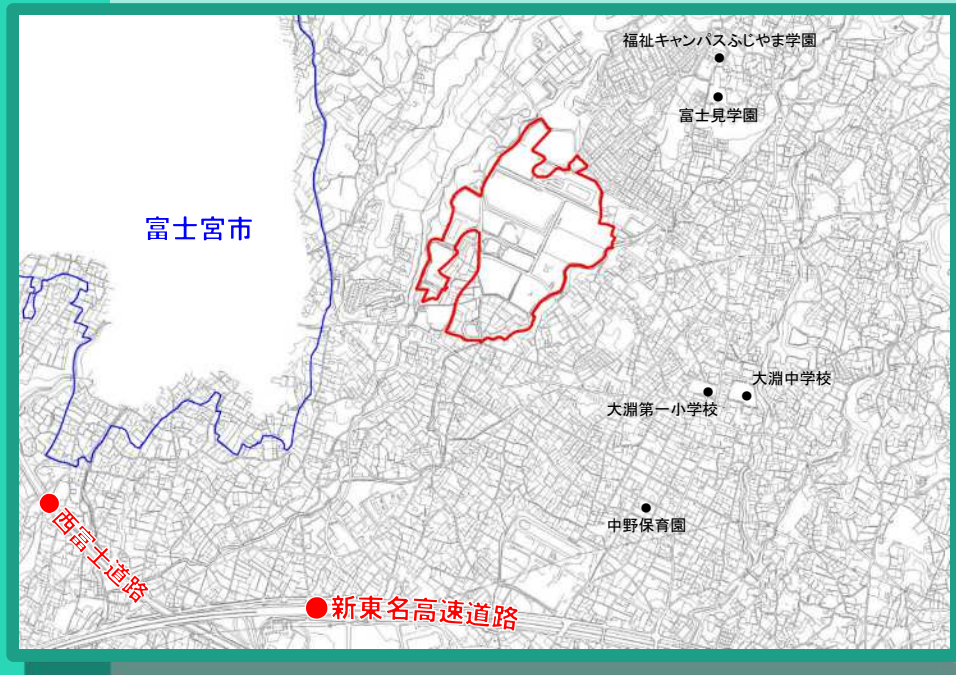
周辺地区



「岩松北小学校周辺地区計画」の指定に伴い、良好な住宅地及び住宅地に配慮した沿道工業地の形成を目指すため、同地区計画A地区、B1地区及びB2地区を新たに屋外広告物条例第7条第1項による「景観形成型広告整備地区」に指定し、地域の特性に応じ、特に良好な景観の形成を図ることが必要な区域として、富士市屋外広告物条例に上乗せして規制の強化を行います。

地区	整備基準
A地区	・色彩指針に示す基準を指導基準とする ・建築物と屋上広告を合計した高さ 10m以下に制限
B1地区 B2地区	・色彩指針に示す基準を指導基準とする ・建築物と屋上広告を合計した高さ 10m以下に制限 ・広告塔の高さ 15m以下 → 10m以下に制限

# 富士山フロント工業団地地区

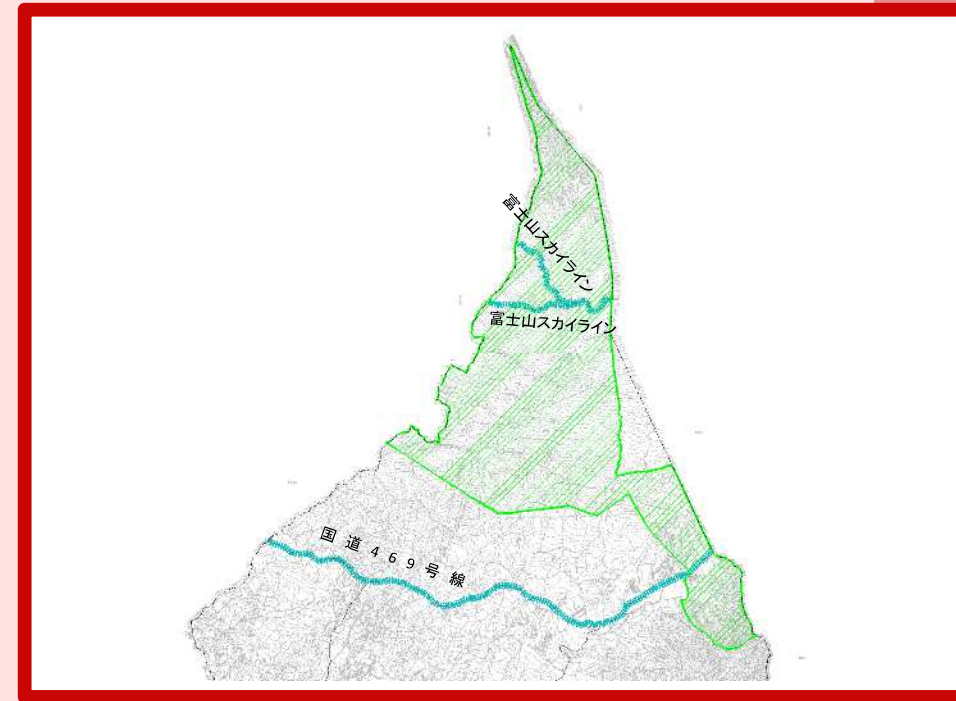


## ■屋外広告物の基本方針

富士山フロント工業団地地区計画により、富士山麓および駿河湾など周囲の自然環境と調和した工場及び流通業務施設等に配慮した景観形成を保つため、屋外広告物については、整備基準を示すことにより、景観形成の誘導を図ります。

地区	整備基準
地区内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩指針に示す基準を指導基準とする</li> <li>・屋上広告物 <b>禁止</b></li> <li>・広告塔の高さ 10m以下</li> </ul>

# 国立公園の区域

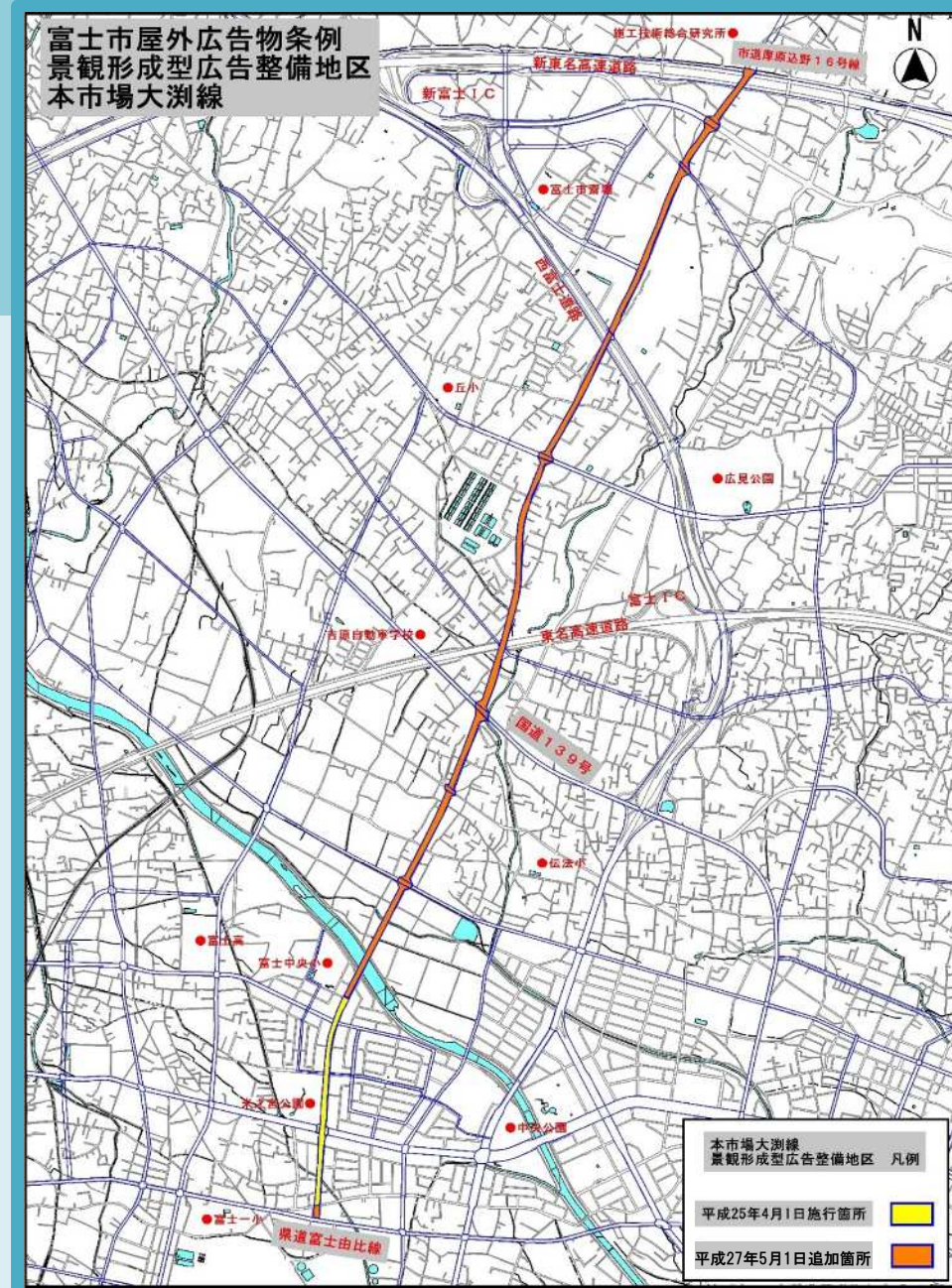


## ■屋外広告物の基本方針

富士市屋外広告物条例に基づく規制区域のうち、国道469号線沿線の一部及び富士山スカイラインの沿線（全区間）が国立公園の区域となっています。市条例では第1種特別規制地域となっていますが、自然公園法に基づく許可の基準のほうが厳しい基準となっています。

国立公園の風致を維持するため、国立公園の区域内を、景観形成型広告整備地区に指定し、富士市屋外広告物条例の許可の基準を、自然公園法の許可の基準に合わせることにし

# 景観上重要な道路の沿道



路線	整備基準
青葉通り沿道	【錦町交差点～ロゼシアター前交差点の間】 ・広告塔の高さ 10m以下 ・広告面の地の色（1/2以上） YR：彩度8以下、その他：彩度6以下 ・広告塔、広告板、道標、案内図板等の脚柱 ダークブラウン
富士見大通り沿道	【柳島日東交差点～国道139号線との交差点の間】 ・広告塔の高さ 10m以下 ・富士山を望む方向の広告面の地の色（1/2以上） YR：彩度8以下、その他：彩度6以下
国道469号線沿道	【富士市内の間】 ・広告塔の高さ8m以下、面積1面15㎡以内 ・広告板の面積 合計15㎡以内 ・広告面の地の色（1/2以上） YR：彩度8以下、その他：彩度6以下 ・広告塔、広告板、道標、案内図板等の脚柱の色 ダークブラウン

※富士山を望む方向の広告面：南から北に向かって移動する方向を中心に、左右90°の範囲で視認可能な広告面

地区	整備基準
本市場大淵線沿道	【富士中部地区計画区域の間】 （H27年から県道富士由比線との交差点～市道厚原辺野16号線との交差点に延長） ・広告塔の高さ 10m以下 ・富士山を望む方向の広告面の地の色（1/2以上） YR：彩度8以下、その他：彩度6以下

※富士山を望む方向の広告面：南から北に向かって移動する方向を中心に、左右90°の範囲で視認可能な広告面

# 色彩指針

## ■屋外広告物の地色と表示色の考え方

屋外広告物の色彩は、屋外広告物の地色（ベースカラー）と表示色（アクセントカラー）に分けて考えます。

地色は周囲の景観やまち並みにできるだけ調和するものとし、表示色は事業者が定めているカラーシステムを尊重していきます。

- 地色（ベースカラー）・・・広告物の地となっている最大の割合を占める色
- 表示色（アクセントカラー）・・・文字やマークなど広告物を表示する色  
地色に対して小さな面積の色

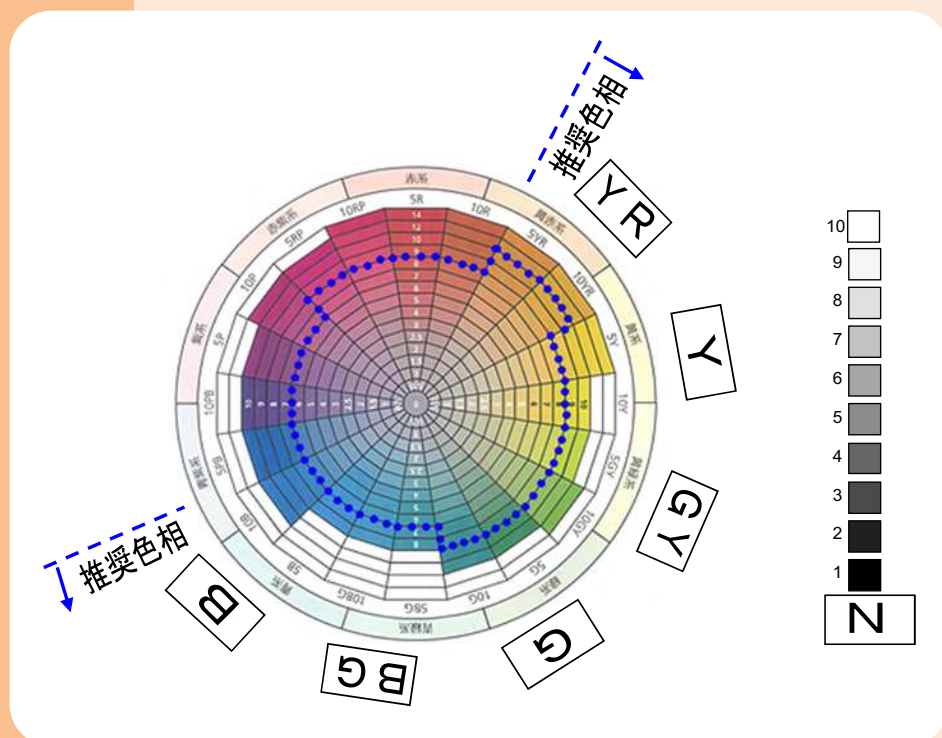
## ■地色の基準

地色（ベースカラー）は、地域色との調和を考慮して、派手な原色は避け、できる限り彩度を低くしましょう。

地の目安として、彩度を下表の値以下とし、広告物の表示面積の2分の1以上の面積において下表の色彩を使用することとしましょう。

適用部位	色相	明度	彩度
地色（1/2以上）	YR	規制なし	10以下
	Y、GY、G、R、RP		8以下
	BG、B、PB、P		6以下
	N		（無彩色）

※下線は推奨色相



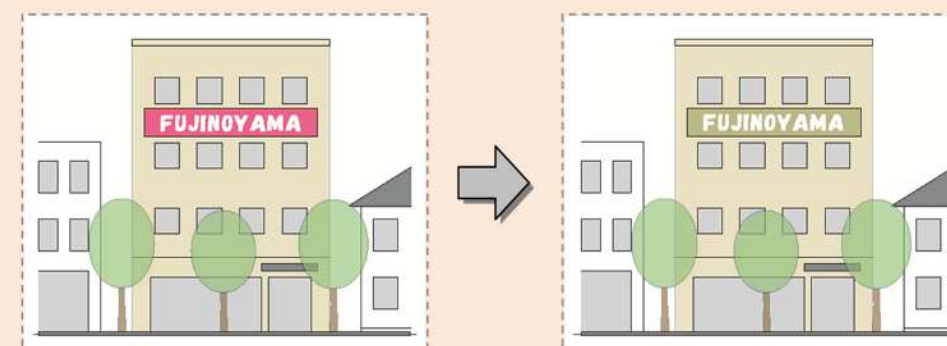
## ■表示色の基準

表示色（アクセントカラー）は、事業者のカラーシステムの色や、小さな面積の文字などで用いる鮮やかな色彩などで、上記基準外の色彩も使用可能とします。

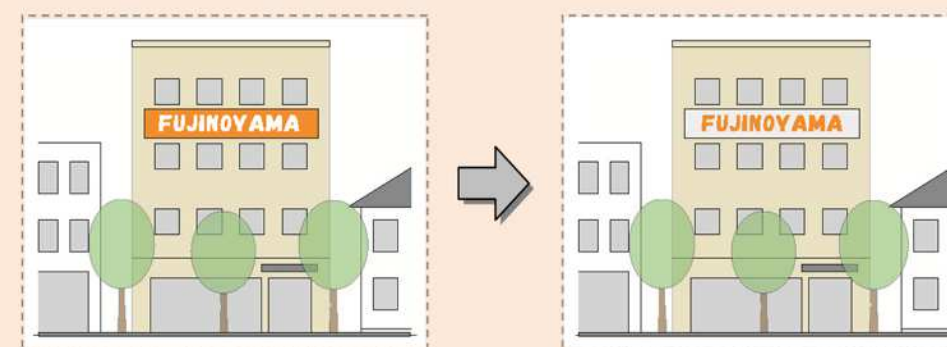
また、蛍光塗料や金銀塗料は原則として使用しないようにしましょう。

## ■屋外広告物の配色方法

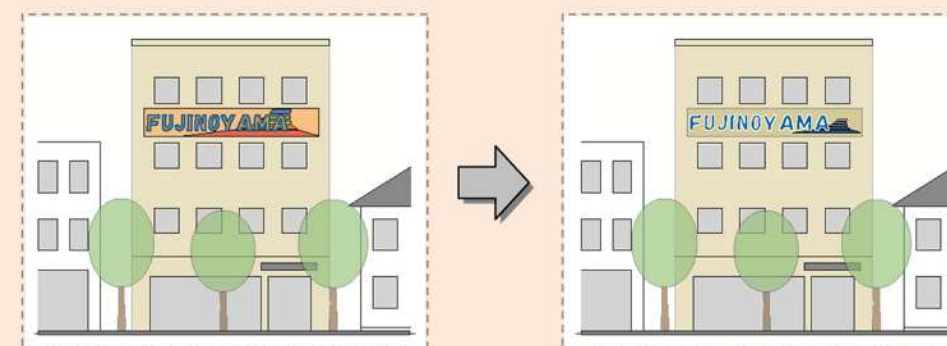
### ○地色を落ち着いた色にしましょう



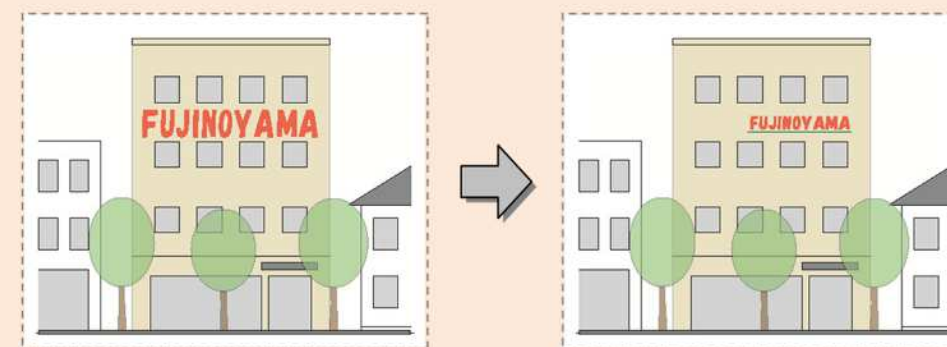
### ○基準を超える高彩度のイメージカラーなどは、表示面積の2分の1以下としましょう



### ○色使いをシンプルにしましょう



### ○大きさは周囲の景観と調和した、威圧感のない規模にしましょう



# 景観形成型広告整備地区規制図

## 凡 例

第1種特別規制地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 文化財・景観重要建造物等
第2種特別規制地域	主要な道路・鉄道及びその沿線 官公署、学校、図書館、公会堂、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内
第1種普通規制地域	
第2種普通規制地域	商業地域、近隣商業地域(容積率300%以上)
地区計画規制区域	新富士駅周辺、富士見台住宅団地 他
抑制地域	市街化区域以外で上記規制地域外の区域

